

令和3年度第1回みよし市公平委員会次第

日時 令和3年7月9日(金)

午前10時から

場所 市役所6階601・602会議室

1 挨拶

2 議題

(1) みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について・・・P1～4

(2) 職員団体登録事項の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・P5～10

3 その他

(1) 令和3年度みよし市公平委員会事業計画について・・・・・・・・P11

(2) 令和3年度人事異動について・・・・・・・・・・・・・・・・P12

議案第1号 みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について

【趣 旨】 令和3年度における人事異動に伴い、地方公務員法第52条第4項の規定により公平委員会規則で定めることとされている管理職員等の範囲について改正を行う。

【内 容】 管理職員等の範囲について次の表のとおり改正する。

機 関	職	
	改正案	現行
市長の事務局	部長 参事 会計管理者 次長 副参事 監 課長 室長 主幹 所長 園長 秘書課副主幹 財政 課副主幹 総務課副主幹(法規担当 に限る。) 人事課副主幹及び主任 主査 会計課副主幹及び主任主査	部長 参事 会計管理者 次長 副参事 専門監 課長 主幹 所 長 園長 秘書課副主幹 財政課 副主幹及び主任主査 総務課副主 幹(法規担当に限る。) 人事課副 主幹及び主任主査 会計課主任主 査
議会の事務局	事務局長 次長 課長	事務局長 課長
監査委員の事務局の項以下 略		

【施行期日】 公布の日

<参考：地方公務員法(抜粋)>

(職員団体)

第52条 この法律において「職員団体」とは、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体をいう。

2 前項の「職員」とは、第5項に規定する職員以外の職員をいう。

3 職員は、職員団体を結成し、若しくは結成せず、又はこれに加入し、若しくは加入しないことができる。ただし、重要な行政上の決定を行う職員、重要な行政上の決定に参画する管理的地位にある職員、職員の任免に関して直接の権限を持つ監督的地位にある職員、職員の任免、分限、懲戒若しくは服務、職員の給与その他の勤務条件又は職員団体との関係についての当局の計画及び方針に関する機密の事項に接し、そのためにその職務上の義務と責任とが職員団体の構成員としての誠意と責任とに直接に抵触すると認められる監督的地位にある職員その他職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する職員(以下「管理職員等」という。)と管理職員等以外の職員とは、同一の職員団体を組織することができず、管理職員等と管理職員等以外の職員とが組織する団体は、この法律にいう「職員団体」ではない。

4 前項ただし書に規定する管理職員等の範囲は、人事委員会規則又は公平委員会規則で定める。

5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

みよし市管理職員等の範囲を定める規則（平成22年みよし市公平委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表市長の事務部局の項中「専門監 課長」を「監 課長 室長」に、「財政課副主幹及び主任主査」を「財政課副主幹」に、「会計課主任主査」を「会計課副主幹及び主任主査」に改め、同表議会の事務局の項中「事務局長」を「事務局長 次長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正新旧対照表

改正案		現行	
(管理職員等の範囲)			
第2条 管理職員等は、別表の左欄に掲げる機関について、それぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。			
別表 (第2条関係)		別表 (第2条関係)	
機関	職	機関	職
市長の事務部局	部長 参事 会計管理者 次長 副参事 監 課長 室長 主幹 所長 園長 秘書課副主幹 財政課副主幹 総務課副主幹 (法規担当に限る。) 人事課副主 幹及び主任主査 会計課副主幹及び主任主査	市長の事務部局	部長 参事 会計管理者 次長 副参事 専門監 課長 主幹 所長 園長 秘 書課副主幹 財政課副主幹及び主任主査 総務課副主幹 (法規担当に限る。) 人 事課副主幹及び主任主査 会計課主任主査
議会の事務局	事務局長 次長 課長	議会の事務局	事務局長 課長
監査委員の事務局の項以下 略			

議案第2号 職員団体登録事項の変更について

みよし市職員労働組合

- (1) 変更内容 役員の改任
- (2) 変更届出日 令和3年7月2日

<参考；みよし市職員団体の登録に関する条例> (抜粋)

(登録の申請)

第2条 職員団体が、公平委員会にその登録を申請する場合には、その代表者を通じて次の各号に掲げる事項または、書類を記載または添付した正副2通の申請書を提出しなければならない。

- (1) 理事、代表者その他の役員ならびに法およびこれに基づく条例で定めるところにより職員団体の業務に専従するための休暇を与えられている者の氏名、住所および職名
- (2) すべての事務所の所在地
- (3) 連合体たる職員団体にあつてはその旨
- (4) 法人となろうとする職員団体にあつては、その旨
- (5) 規約または定款の作成、役員の選挙その他これに準ずる重要な行為が、法第53条第3項の規定に従い決定されたことならびにその投票の日および場所を証明する書類
- (6) 登録の申請書を提出する代表者の資格を証明する書類

(登録の通知)

第3条 公平委員会は、登録の申請を受けた日から30日以内に、登録をした旨またはしない旨をその職員団体に通知しなければならない。

(規約もしくは定款等の変更または解散の届出)

第4条 職員団体が、規約もしくは定款を変更したとき理事代表者その他の役員を選任し、もしくは改任したときその他登録の申請書に記載した事項に変更を生じたとき、またはその意志に基づいて解散したときは、その理由を生じた日から10日以内に、公平委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。

2 職員団体が前項の規定により届け出をする場合には、その代表者を通じて、次の各号に掲げる書類を添付した正副2通の届出書を提出しなければならない。

- (1) 登録の申請書に記載した事項の変更または解散が法第53条第3項の規定に従い決定されたことならびにその投票の日および場所を証明する書類
- (2) 届出書を提出する代表者の資格を証明する書類

3 第3条の規定は、規約または定款の変更の届出の場合に準用する。

<参考；地方公務員法> (抜粋)

(職員団体)

第52条 1～4 略

- 5 警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する団体を結成し、又はこれに加入してはならない。

(職員団体の登録)

第53条 1及び2 略

- 3 職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、規約の作成又は変更、役員選挙その他これらに準ずる重要な行為が、すべての構成員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票による全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実には、その手續によりこれらの重要な行為が決定されることを必要とする。但し、連合体である職員団体にあつては、すべての構成員が平等に参加する機会を有する構成団体ごとの直接且つ秘密の投票による投票者の過半数で代議員を選挙し、すべての代議員が平等に参加する機会を有する直接且つ秘密の投票によるその全員の過半数(役員選挙については、投票者の過半数)によつて決定される旨の手續を定め、且つ、現実には、その手續により決定されることをもつて足りるものとする。

- 4 前項に定めるもののほか、職員団体が登録される資格を有し、及び引き続き登録されているためには、当該職員団体が同一の地方公共団体に属する前条第5項に規定する職員以外の職員のみをもつて組織されていることを必要とする。ただし、同項に規定する職員以外の職員であつた者でその意に反して免職され、若しくは懲戒処分としての免職の処分を受け、当該処分を受けた日の翌日から起算して1年以内のもの又はその期間内に当該処分について法律の定めるところにより審査請求をし、若しくは訴えを提起し、これに対する裁決若しくは裁判が確定するに至らないものを構成員にとどめていること、及び当該職員団体の役員である者を構成員としていることを妨げない。

5以下 略



様式第5

職員団体役員改任届

令和3年7月2日

みよし市公平委員会委員長 殿

職員団体名

みよし市職員労働組合

代表者氏名

執行委員長 岡本 祐嗣

本組合の役員を次のとおり改任しました。

役職名	職名	氏名	住所	備考
執行委員長	副主幹	岡本 祐嗣	[REDACTED]	都市計画課
副執行委員長	主任主査	松永 奈里	[REDACTED]	給食センター
同上	主任主査	足立 謙一	[REDACTED]	スポーツ課
書記長	副主幹	三浦 良	[REDACTED]	環境課
書記次長	主任主査	鈴木 美奈	[REDACTED]	保険年金課
会計	主任主査	栢川 幸詩	[REDACTED]	道路河川課
同上	主査	横田 竜一	[REDACTED]	総務課
執行委員	主任主査	酒井 健一	[REDACTED]	公園緑地課
同上	主事	橋本 一哉	[REDACTED]	環境課
同上	主事	石田 大和	[REDACTED]	防災安全課
同上	技師	鈴木 啓太	[REDACTED]	教育行政課
同上	主事	加納 麻衣	[REDACTED]	子育て支援課
同上	主査	鈴木 久美子	[REDACTED]	保険年金課
同上	主任主査	平井 義敏	[REDACTED]	歴史民俗資料館
同上	副園長	岩崎 美保	[REDACTED]	わかば保育園
同上	副主幹	伊藤 直美	[REDACTED]	よつば
会計監査	主任主査	一野 圭史	[REDACTED]	下水道課
同上	主査	鈴木 寛之	[REDACTED]	総務課

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第10 (その1)

役員改任証明書	
1 公示日	令和3年6月21日
2 投票日	令和3年6月30日
3 投票場所	市役所3階食堂
4 組合員総数	322名
5 出席組合員数	284名
6 投票方法	1人1票 直接 無記名
7 投票結果	別紙のとおり
<p>本組合の役員は、以上のとおりすべての構成員が平等に参加する機会を有する直接かつ秘密の投票による<u>組合員の過半数</u>により改任されたことを証明する。</p> <p>令和3年6月30日</p> <p>2022年定期大会(総会) 議長 酒井 辰仁</p>	

- 備考 1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. ____部分は、規約にこれと異なる規定がある場合には、その定めを記載すること。

別紙

役職名	氏名	信任票	不信任票	白票	無効票	棄権
執行委員長	岡本 祐嗣	284	0	0	0	38
副執行委員長	松永 奈里	284	0	0	0	38
同上	足立 謙一	284	0	0	0	38
書記長	三浦 良	284	0	0	0	38
書記次長	鈴木 美奈	284	0	0	0	38
会計	栞川 幸詩	284	0	0	0	38
同上	横田 竜一	284	0	0	0	38
執行委員	酒井 健一	284	0	0	0	38
同上	橋本 一哉	284	0	0	0	38
同上	石田 大和	284	0	0	0	38
同上	鈴木 啓太	284	0	0	0	38
同上	加納 麻衣	284	0	0	0	38
同上	鈴木 久美子	284	0	0	0	38
同上	平井 義敏	284	0	0	0	38
同上	岩崎 美保	284	0	0	0	38
同上	伊藤 直美	284	0	0	0	38
会計監査	一野 圭史	284	0	0	0	38
同上	鈴木 寛之	284	0	0	0	38

3み公 号

令和3年7月 日

みよし市職員労働組合

執行委員長 岡本 祐嗣 様

みよし市公平委員会

委員長 藤本 光夫

職員団体の役員の変更の登録について（通知）

令和3年7月2日付けの届出については、本日登録しました。

担 当 事務職員（鈴木正康）

電 話 0561-32-8000（直通）

ファクシ 0561-32-2165

電子メール soumu@city.aichi-miyoshi.lg.jp

令和3年度みよし市公平委員会事業計画について

年月予定日	事業名	開催場所等
<p>令和3年</p> <p>4月23日(金)</p> <p>5月21日(金)</p> <p>7月9日(金)</p> <p>10月15日(金)</p>	<p>愛知県公平委員会連合会役員会及び総会 (中止)</p> <p>全国公平委員会連合会東海支部役員会、 総会及び事務研究会(中止)</p> <p>公平委員会開催</p> <p>愛知県公平委員会連合会事務研究会</p>	<p>知立市</p> <p>静岡県袋井市</p> <p>みよし市役所</p> <p>長久手市 「長久手市文化の家」</p>
<p>令和4年</p> <p>2月中旬から 3月中旬</p>	<p>公平委員会開催</p>	<p>みよし市役所</p>

令和3年度人事異動について

公平委員会人事異動一覧

職名 (令和3年4月1日)	異動前職名	氏名
総務部部长	—	清水 創一
事務職員 (総務部次長兼総務課課長)	—	小野田 浩司
総務部副参事	—	服部 誠
事務職員 (総務部総務課副主幹)	—	鈴木 正康
事務職員 (総務部総務課主任主査)	教育部スポーツ課主査	窪田 大輔
事務職員 (総務部総務課主査)	—	鈴木 寛之
事務職員 (総務部総務課主査)	—	横田 竜一
事務職員 (総務部総務課主事)	市民協働部税務課主事	倉内 菜穂